

すまいる通信 平成29年4月 第45号

不動産の売買契約書の作成依頼を受けました。売り手と買い手が決まっています、売買金額も決まっているけど自分たちは素人だから不安なので、双方の間に入って契約書を作成してほしいとのことです。個人間の売買だとお互いに不動産の取引に慣れていないため、細かい部分の取り決めをしないまま売買してしまい、後日、問題が起きてしまうことがあります。測量や境界明示を行うのか？ 雨漏りや設備が故障した場合の瑕疵担保責任はどうするか？ 道路の所有者や通行権はどうなっているのか？ 水道や排水の配管経路は問題ないか？ 近隣との取り決めやその他に伝えておくべきことはないか？ などを確認しておかないと、思わぬところでトラブルが起きてしまいます。そうなるとお互いが嫌な思いをしてしまいますね。

また、その土地の上に建物を建てる場合にはどのような法令制限があるのかを調べておかないと、家を建てる時に自分たちが希望していた建物が建てられない・・・なんてこともあります。いま現状で建物が建っているからといって同じような建物を建てられるとは限りませんからね。

私が資料を取り寄せ、現地を確認したり、隣地からヒアリングをしたり、市役所や土木事務所へ行って調査をします。調査の結果をふまえながら売り手と買い手の双方に詳細を確認していきます。そのうえで売買契約書と重要事項説明書、物件状況報告書を作成します。

売り手と買い手の双方に契約内容について説明をし、とても安心していただきました。お互いに笑顔で契約を締結していただき私もとても嬉しいです！

売り手と買い手がお互いに安心して契約を結べるよう、そして、問題なく不動産を利用できるように私がお手伝いをいたします！

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

財産の多い少ないにかかわらず相続トラブルが起きています。
 将来の相続に備え、元気なうちに準備しておくことが大切です。
 本セミナーでは相続の基本的なことについてわかりやすく説明します。
 みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	藤沢商工会議所 505号室
相続の基礎知識と円満相続対策 相続トラブルの事例と遺言書 認知症対策と新しい相続「家族信託」	4月 8日（土） 5月20日（土） 6月10日（土）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
 *5分前までにご来場ください

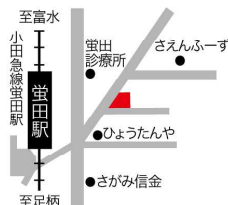
お申し込み **TEL：0465-39-1900**
 （行政書士長尾影正事務所まで）

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 家族信託専門士
 宅地建物取引士
 2級ファイナンシャルプランニング技能士
 公認不動産コンサルティングマスター
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人 家族信託普及協会 会員
 一般社団法人 終活カウンセラー協会 会員



行政書士長尾影正事務所
 小田原市蓮正寺370番地の68
 TEL: 0465-39-1900
 mail: nagao@yuigon-souzoku.info
 http://www.yuigon-souzoku.info